

令和5年度 地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案実施要領

1 趣旨

令和5年度宮崎県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」）で実施する事業の県計画作成に当たり、関係団体等からの事業提案（アイデア）を募集するものです。

※提案事業は医療・介護関係者との協議等を行いながら県計画への掲載を検討しますが、限られた財源で事業を実施することから、提案事業全てが計画に反映されるものでないことに御留意ください。

※既存事業・継続事業は提出する必要はありません。

2 対象事業

- ・ 事業区分Ⅰ-1（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）
- ・ 事業区分Ⅱ（居宅等における医療提供に関する事業）
- ・ 事業区分Ⅳ（医療従事者等の確保に関する事業）
- ・ 事業区分Ⅵ（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）

（事業内容は、別添「事業例別分類表」、「令和3年度の実施状況」、「令和4年度の計画状況」を参考にしてください。）

○ 留意事項1

事業区分Ⅰ-1のうち、番号5「病床の機能分化・連携を促進するための基盤整備^{*}」及び事業区分Ⅰ-2（地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業）については、別途意向確認をしておりますので、そちらで対応してください（当該事業提案では対応しないでください）。

※病床機能の転換等を図る医療機関の施設・設備整備費用の一部を補助し、地域における医療機能の分化・連携等を促進する。

詳細は、医療政策課医務・計画担当 0985-26-7055 にお問合せください。

○ 留意事項2

事業区分Ⅱ、Ⅳについては前年度からの継続事業が多く、新規事業は採択されない可能性もあることを御理解ください。

○ 留意事項3

事業区分Ⅵは、対象医療機関が限定されますため、提案前に医療政策課医師確保担当 0985-26-7451 にお問合せください。

3 提案に当たっての留意事項

(1) 提案事業の規模等

提案する事業額や事業数についての制限はありませんが、事業効率性や事業効果等を十分に勘案して事業費を精査するとともに、複数の事業を提案する場合は優先順位についても御検討ください。

(2) 事業担当課との調整

事業提案前に、事業担当課（医療政策課、薬務対策課、長寿介護課医療・介護連携推進室、障がい福祉課、健康増進課 など）と、

- ・ 基金の対象事業として、馴染むか。
- ・ 診療報酬や国庫補助制度等で措置されていないか（措置されているものは基金対象外）
- ・ 事業内容（実現可能性や具体性）
- ・ 事業主負担の可能性

などについて調整してください。

(3) 複数年度にわたる事業提案

基金事業は原則単年度です。複数年度にわたる事業の提案も可能ですが、単年度ごとの予算措置となるため、事業採択されたとしても翌年度以降の事業費確保が確約されるものではないことに御留意ください。

(4) 事業費にかかる事業主負担

施設・設備整備事業については、事業主負担が原則2分の1以上となることに御留意ください。

(5) 事業時期等

今回募集する新規事業は令和5年度当初予算での対応となり、事業着手は国基金配分内示成立後となります（提案事業費の積算は、通年分で可(国基金配分後に調整)）。

(6) 県の事業案作成にあたって

提案事業は、以下の視点を踏まえて計画作成を検討します。

①提案者や関係者からのヒアリングを実施した上で、以下に分類できるものについては原則として事業化を除外、又は県としての優先順位を低くします。

- ・基金の対象事業になじまない
- ・診療報酬や国庫補助制度等で措置されている
- ・事業に実現性や具体性がない（実施できる事業主体がない、事業効果が不明等）
- ・提案者の実施する既存事業の財源付け替え
- ・施設及び設備整備について、一定の事業主負担ができない
- ・永続的な事業の運営費の支援

等

②県としての事業案作成に際しては、以下を検討します。

- ・地域医療構想、医療計画等との整合性
- ・過去や既存の同種事業との整合性や公平性等
- ・消費税財源の使途として県民に説明できる事業内容及び効果
- ・事業主体間（公民）の公平性確保

等

※上記は県医療所管課としての考え方です。事業化に際しては医療・介護関係者との協議、厚生労働省ヒアリング、県財政当局の査定、県議会における予算案審議を経て決定します。

4 提案方法等

(1) 提出様式

様式「令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業提案」

(2) 提出先（電子メール提出）

宮崎県福祉保健部医療政策課医療体制担当：川内

MAIL：kawauchi-kenji@pref.miyazaki.lg.jp

TEL：0985-44-2796

(3) 提出期限

令和4年9月16日（金）

希望がない場合は回答不要です。

(4) 留意事項

- ・様式は、各団体（法人）が取りまとめた要望について記入例に従って作成してください。
- ・複数事業を提案する場合は、それぞれの事業を別シートで保存してください。
- ・提案事業の参考となる資料（見積書、工事計画表等）がある場合、併せて提出してください（様式は問いません）。